本件各控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事 実

控訴人ら代理人(以下控訴代理人という)は、「原判決中控訴人ら五名関係部分を取り消す。控訴人らが被控訴人に対し雇傭契約上の権利を有することを確認する。被控訴人は、(1)昭和四七年二月二七日以降毎月二五日限り控訴人Aに金一八万一、四七五円、同Bに金一三万一、八二五円、同Cに金三四万五、八〇〇円、(2)昭和四七年七月一三日以降毎月二五日限り控訴人Dに金二〇万六、〇〇五円、同Eに金一八万二、一四五円をそれぞれ支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、当審で請求を減縮して「控訴人らが被控訴人に対し、三萩野病院の建物内に立入り診療する権利を有することを確認する。」旨の訴を取り下げた。被控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、控訴人らの右訴の一部取り下げに同意した。

当事者双方の事実上の主張並びに証拠の提出、援用及び認否は、控訴代理人が甲 第一二四ないし第一二九号証をいずれも写を原本に代えて提出し、当審における証人F、同G、同H、同I、同J、同K、同L、控訴人B本人の各供述及び当審鑑定人Kの鑑定の結果を援用し、「後記乙号各証の成立(乙第一七七号証の一ないし 三、同第一七八号証は原本の存在も)は不知。」と述べ、被控訴代理人が、乙第一七五、第一七六号証、同第一七七号証の一ないし三、同第一七八号証(但し、乙第 一七七号証の一ないし三、同第一七八号証は写を原本に代えて)を提出し、当審証 人Mの供述を援用し、「前記甲号各証は原本の存在及び成立ともに不知。」と述べ 記昭和四七年六月一七日」と、原判決三五枚目一記録四四丁一表一〇行目に「言 比較して)」とあるのを「(公的病院に比較して)」とそれぞれ改める。原判決九 二枚目一記録一〇一丁一表一三行目から原判決九三枚目一記録一〇二丁一表三行目 「(3)」と、原判決九九枚目一記録一〇八丁一表一〇行目に「(5)」とあるのを「(4)」と、同裏六行目に「(6)」とあるのを「(5)」と、同裏九行目に 「(解約の根拠)」とあるのを「(解雇の根拠)」とそれぞれ改める。原判決一〇 一枚目一記録一一〇丁一表二行目から同裏一行目までの全部を削る。原判決一〇二 一枚目一記録一一〇丁一表二行目から同裏一行目までの全部を削る。原判決一〇二枚目一記録一一一丁一表九行目の「組合員に対し、」の次に「情報宣伝活動の一環として」を加え、同表一〇行目の「情宣し」を「宣伝したのみで」と改める。原判決一一二枚目一記録一二一丁一表六行目の「(解約の手続)」を「(解雇の手続)」と、原判決一一三枚目一記録一二二丁一表一二・一三行目に「被告等は多勢に無勢で原告A等を敷地内に引きずり込み、」とあるのを「被控訴人側こそ多勢で控訴人Aらを病院敷地内に引きずり込み、」と、原判決一二九枚目一記録一二五一裏一四行目の「三十六協定」を「三六協定」と、原判決一三五枚目一記録一三四丁一表一二行目の「慮み、」を「鑑み、」と、原判決一三七枚目一記録一四六丁一表一二行目の「原告ら主張」を「控訴人らの主張」と、同表一四行目の「原告主

## 玾 由

当裁判所は、控訴人らの本訴請求を棄却すべきであるとするものであつて、 の事実認定及びこれに伴う判断は、次のとおり改め、加え、削るほか原判決の理由 説示(原判決一四二枚目一記録一五一丁一表二行目から原判決一八九枚目一記録一 九八丁一裏二行目の「棄却することとし、」まで)のうち、控訴人ら関係部分と同 ーであるからこれを引用する。

原判決一四二枚目一記録一五一丁一裏一一行目の「証人〇」を「原審証人〇」 同裏一二行目の「証人P」を「原審証人P」と、同裏一三行目の「原告」を 「原審における控訴人」とそれぞれ改める。

2 原判決一四三枚目一記録一五二丁一表一行目の「原告C」を「原審における控 

外科の診療をおこなう」と改める。

4 原判決一四五枚目一記録一五四丁一表二行目の「就職担当者」の次に「F」を加え、同表二・三行目の「数回接衝」から同表四行目の「同人らと」までを「三萩 野病院の〇事務長とが話し合い、その後同事務長及び当時の病院理事長しが、控訴人A、控訴人Dの妻、一審原告N及び右F並びに訴外Qと面接した結果それからは 控訴人A、同D、同E、一審原告Nらが、病院側と」と改め、原判決一四六枚目一 記録一五五丁一表一二行目の「打解」を「打開」と改める。

原判決一四七枚目一記録一五六丁一表一三行目の「残してしまつた。」の次に 以下のとおり加える。「もつとも、前顕乙第七五号証(昭和四六年四月一日から昭 和四七年三月三一日までの病院会計の貸借対照表)には、当期欠損金として七二 万二、七〇五円が計上されているのに対し、前掲乙第八八号証(監査概要書)附属 表には、右同期の欠損が六九一万一、〇〇〇円と記載されていて両者の間に食い違いがあるが、当審証人Mの供述によつて原本の存在及び成立の真正を認め得る乙第 -七八号証によると、被控訴協会(財団法人)の一部門である病院会計を独立事業 体とみなして区分経理を行なつた場合は乙第七五号証記載のように七二一万二、七 ○五円の欠損となり、財団法人を主体としてその一部門としての病院会計の収支計 算をすれば、乙第八八号証記載のように六九一万一、〇〇〇円の欠損となるのであ つて、右のような差異が生ずる所以は、税法上区分経理が要求されるので病院会計の収支計算に調整を加え、被控訴協会の一部門である北九州労働安全センターの収 支計算剰余金三〇万円を病院会計の支出から除外し、再計算した結果であると認め られるから、病院会計の欠損は、七二一万二、七〇五円と認めるのが相当であ る。」

原判決一五〇枚目一記録一五九丁一裏五行目の「原告」を「控訴人A」と改め 6 る。

原判決一五一枚目一記録一六〇丁一表四行目の「就業規則(」の次に「成立に

争いがない甲第三七号証。」を加える。 8 原判決一五三枚目一記録一六二丁一表九行目の「問題と関りなく、」を「問題はともかく、」と、同裏一・二行目の「金二七〇万余」を「金二七〇万円余」とそ れぞれ改める。

原判決一五四枚目一記録一六二丁一裏四行目の「選定することは、」の次に 「その診療行為が妥当なものである限り」を加え、同裏五行目の「あるが、」を

「ある。ただ」と改める。 10 原判決一五五枚目一記録一六四丁一表一行目冒頭の「が」の次に「経営者側の明らかな怠慢により容易に採り得べき方策を講ぜず放置するなど」を加え、同裏 三・四行目の「証人O」を「原審証人O」と改め、同裏九行目の「被爆量」を「被 曝量」と改める。

原判決一五六枚目一記録一六四丁一表二行目の「土地購入の点も、」の次に 「なるほど医療法は、医療機関においても営利性を否定し、剰余金の配当を禁止し ている。しかし、医療機関の経営においても他の一般企業と同様、いわゆる医業の 再生産に必要な資金の蓄積を欠くことはできない。したがつて、医業経営に当つて 

- の意見と略々同趣旨の記載がある。すなわち、 (一) 被控訴協会の会計書類は、①同協会の評議員である公認会計士Rが監査人 として作成したものであるのに、被控訴協会と利害関係がある旨の記載がないか、 或いは逆に利害関係がない旨の記載がなされているから信頼性がない。②法人会 計、病院会計、安全センター会計の各部門別の会計書類の内容が不明確であるし、 減価償却の予算と実績との間にかなりの差額が存在しているので、信頼性が極めて 稀薄である。
- (二) 昭和四七年二月当時の被控訴協会の経営状態は倒産必至とはいい難い。 (三) 昭和四七年二月当時被控訴協会に生じた赤字の原因は、①再来患者数の減少。②昭和四五年九月以降の医師数の増加と、これに伴う被控訴協会理事者の患者獲得への努力不足。③基本及び通常財産形成についての理事者としての認識不足、殊に被控訴協会の理事は、財団法人の役割りと三萩野病院の役割りとを混同視し、財団法人としての広汎な活動についての唯一の財源として病院収入を位置づけていること、以上三点が相互に作用しながら形成された。

ること、以上三点が相互に作用しながら形成された。 (四) 昭和四七年二月当時被控訴協会に生じた赤字の解決策として、医師の解雇 による人件費削減によることの経営上の是非については、医師の数を減らすことは 従来提供してきた医療サービスを直接に減らすことになるので、理事者としては、 先づ外部への働きかけによって基本金を充実し、借入金への依存度を軽減し、 ことによつて支払利息の減少や投下資金の短期回収を目的としてきた減価償却費の 計上の低速化をもたらし、損益計算上及び収支計算上の負担を削減すべきである。そこで、以上の諸点を検討してみるに、(一)①の点は、成立に争いのない甲第五九号証(被控訴協会の寄附行為書)によると、評議員は役員ではなく(第一五 評議員会は財団法人の意思決定機関ではなくして諮問機関に過ぎないことが 明らかであるが(第三四、第三五、第三七条)、同号証の第三五条によると、評議 員会は協会の運営に関する重要な事項で理事会が必要と認めて附議したものにつき 該問に応ずべきものとされているので、各評議員は右の事項につき間接的に理事会の決議に影響を及ぼし得る立場にあるものというべく、従つて少くとも会計監査に関する限りでは役員に準ずるものとみるのが相当である。しかし、乙第六号証、同第一二号証、同第二○号証、同第二七号証、同第三四号証、同第四三号証、同第五三号証(以よいずれま覧本報告書) 及び同第八八号証(覧本概要書)の作成者で 三号証(以上いずれも監査報告書)、及び同第八八号証(監査概要書)の作成者で ある公認会計士Rが、右各書証作成当時被控訴協会の評議員であつたとの点につい ては、同人が昭和四六年一〇月一三日の評議員会開催当日評議員として出席したこ とが成立に争いのない乙第六四号証によって認められるので、同一年度である同年 七月七日作成の右乙第五三号証作成当時同人が評議員であつたと推認できなくはな いが、その余の右乙号各証については、かかる推認をする余地がない。のみならず Rが右監査報告書等作成当時被控訴協会の評議員であつたとしても、公認会計士法 二五条二項は公認会計士の職務の公正を担保するものに過ぎないから、同条に違反 する監査報告書がその一事のみをもつて具体的な根拠を明示することなくその作成 した報告書を実質的にも信頼に値しないものということはできない。(一)②につ いては、当審証人Kの証言によると、被控訴協会における法人会計、病院会計、安 全センター会計の各部門における会計書類は、資産、負債の一部が本来計上すべき

でない部門に計上されているなどの点があるので、一貫した会計処理であると断じ 難い点もあり、各部門の会計に鮮明を欠く点もないではないが、さりとて違法な会計処理ではなく、被控訴協会では病院経営が非常に大きな役割を占めているとこ ろ、三部門全体の損益計算書等会計書類をまとめてみることにより病院経理全体の 推移をおおむね理解することができると認められ、また減価償却費の予算と実績と の間にかなりの差がある旨の鑑定意見は、要するに右差異の生ずる原因を更に検討 する必要があるという趣旨のもので、減価償却の対象となつている資材の購入につき理事会がいかなる決定をしたかまでの調査をした上での具体的な意見ではないこ とが認められるから、各部門の会計の部分的不鮮明及び予算と決算との前叙くい違いから直ちに被控訴協会の会計書類の信頼性を否定することはできない。 (二) の 点については、被控訴協会が昭和四七年二月当時直ちに倒産する状況になかつたと しても、同協会は前認定のとおり累積赤字を抱え、いわゆる先行投資的に過剰な医 師を雇傭し結局累積赤字を即効的に解消することができなかつたのであるから、右 医師の雇傭を続ければ、遠からず病院経営は行き詰るのは見易いところであつて倒産を招く危険はやはり大であつたというべきである。 (三)及び (四) については、前顕 K証人は、被控訴協会は設立当初から寄付の獲得につとめ、基本金の増加 をはかる努力をしていれば赤字は出なかつたはずであるとの趣旨の供述をし、同証 人の鑑定人としての意見も当面の赤字の解決策として、医師を減員するより寄附及 び患者の獲得につき努力すべきであつたというのであるが、同証人自身も認めてい るように法人病院の寄附集めが非常に困難であることは認めるに難くないし、新患 者の獲得も宣伝さえすれば簡単に実現できる性質のものではなく、医療設備や技術の向上を含めた医療サービス全般の改善に対する資金面の裏づけや関係者全員の熱 意を必要とするのであるから短期間で達成できるものではない。さずれば、累積赤 字に悩んでいた被控訴協会が、右のように成否不確実な寄附集めや資金及び相当の 期間を要する新患者の獲得によつて経営のたて直しをはかるよりも従業員中比較的 高給で、転職も容易な医師の解雇という挙に出たことは、まことにやむを得ない処 置であつたというべきである。」

- 12 原判決一五七枚目一記録一六六丁一表八行目の「権原」を「権限」と改める。
- 13 原判決一五八枚目一記録一六七丁一表一一行目の「整理基準の設定には」を「整理基準を設定したことには」と改め、同裏一二行目の「証人O」を「原審証人O」と、同裏一三行目の「原告A」を「原審における控訴人A」とそれぞれ改め、同裏一四行目の「二回)」の次に「の一部」を加える。
- 14 原判決一五九枚目一記録一六八丁一表一行目に「同原告」とあるのを「控訴人A」と、同裏四行目の「原告本人」を「原審における控訴人A本人」とそれぞれ 改める。
- 15 原判決一六二枚目一記録一七一丁一表六行目の「原告C、」を「原審における控訴人C、」と、同表一〇行目の「評議会」を「評議員会」とそれぞれ改める。 16 原判決一六三枚目一記録一七二丁一表八行目の「原告A本人」を「原審における控訴人A本人」と、同裏七行目の「原告C本人尋問の結果」を「原審における控訴人C本人の供述の一部」とそれぞれ改める。
- 17 原判決一六四枚目一記録一七三丁一裏三行目の「原告C本人」を「原審における控訴人C本人」と改める。
- 18 原判決一六五枚目一記録一七四丁一表三行目及び同裏八・九行目に各「原告 C本人」とあるのをいずれも「原審における控訴人C本人」と改める。
- 19 原判決一六六枚目一記録一七五丁一表七行目の「原告C本人」を「原審における控訴人C本人」と、同裏一〇行目の「原告A」を「原審における控訴人A」とそれぞれ改める。
- 20 原判決一六七枚目一記録一七六丁一表一行目の「M課長」を「M医事課長」 と改め、同表一一行目の「証人O」を「原審証人O」と改める。
- 21 原判決一六八枚目一記録一七七丁一表四行目の「従つて、」の次に「右のように外科の患者数が減少傾向に転じた原因は単一ではないであろうが、少なくとも」を加え、同表六行目の「原告C本人」を「原審における控訴人C本人」と、同表一二行目の「証人S」を「原審における証人S」と、同行の「原告B本人」を「控訴人B本人」とそれぞれ改める。同表一三行目の「尋問の結果」の次に「の一部」を加え、同行の「同原告」を「同控訴人」と、同裏一一行目の「原告B本人」を「原審における控訴人B本人」とそれぞれ改める。
- 22 原判決一六九枚目一記録一七八丁一表一四行目の「実にいいかげんなもので

あつた」を「真摯な態度に欠けていた」と、同裏六行目の「原告B本人」を「原審における控訴人B本人」と、同裏一一行目の「(3)」を「(2)」とそれぞれ改め、同裏一四行目の「言動に走りがちであつた」の次に「(当審証人H、同J、同 Iの各供述中以上の認定に反する部分は採用できない。)」を加える。 原判決一七一枚目一記録一八〇丁一表六行目の「同原告ら就職の経緯と原告 ら」を「病院が右控訴人らを採用したのは、主に第三期新病棟建設計画実現の際の 要員とするためであつたところ、前叙のとおり右控訴人らが採用の当初から自己らはおもに右新病棟建設計画の実施に必要な増員医師として採用されたことを知り、 かつその後三萩野病院の危機打開のため協力すべき意思を表明しつつ、これらの控訴人ら」と、同表ーー・一二行目の「之を認むべき証拠がなく失当である。」を 「当審における控訴人B本人の供述と、これによつて原本の存在及び成立の真正を 認め得る甲第一二五ないし第一二九号証によつてもこれを認めるに由がなく、他に 右主張を認めるに足る証拠はない。」とそれぞれ改める。同裏七行目の「同条一項 各一号」を「同条一項各号」と改める。 24 原判決一七二枚目一記録一八一丁一表九行目の「右規則が、このような規定 の仕方をしているのは、」を「右各規定は医療法一条一項にいう、病院は、傷病者 が科学的で且つ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的と して組織され、且つ、運営されるものでなければならない旨の病院の目的を具体化 するための規定であり、医療法施行規則一九条一項が前記のように規定し、その違 反者に対し罰則を設けていない所以は、」と改め、同裏三行目の「判断において」 の次に「医療法一条一項掲記の病院の目的に反しない範囲での」をそれぞれ加え、 同行の「解すべきであり、」を「解すべきである。」と改める。同裏四行目の「従って、」の次に「任意退職によると、解雇によるとを問わず」を加え、同裏六行目の「これによって」なる日本によって、 の「これによつて」から同裏七行目の「いうべきである。」までを「民法九〇条に 違反するとはいえない。」と、同裏八行目の「被告の解雇」を「被控訴人のなした 第一次解雇」とそれぞれ改める。 25 原判決一七三枚目一記録一八二丁一裏一行目の「証人S」を「原審証人S」 と改め同裏一六行目の「本件の場合、」の後に「予告手当の提供・支払のあつたと いう主張はなく、」を加える。 26 原判決一七四枚目一記録一八三丁一表一一行目の「証人O」を「原審証人O」と、同表一三行目の「原告 D本人」を「控訴人 D本人」とそれぞれ改める。 原判決一八〇枚目一記録一八九丁一裏四行目の「認めなかつたことが」の次 に「前顕各証拠によつて」を加え、同裏七行目の「証人S」を「原審証人S」と改 め、原判決一八一枚目一記録一九〇丁一表一四行目の「重大な挑戦」を「反抗」と 改める。 原判決一八三枚目一記録一九一丁一裏一四行目から原判決一八四枚目一記録 28 一九一丁一表一行目の「労働関係調整法三六条類似の立法の有無にかかわらず」を 削る。 原判決一八四枚目一記録一九三丁一裏四行目の「原告D、」を「原審におけ 29 る控訴人D、」と改め、同裏五行目の「尋問の結果」の次に「の一部」を加える。 原判決一八五枚目一記録一九四丁一裏八行目の「原告D、」を「原審におけ る控訴人D、」と改め、同裏一四行目の「乙第一三〇号証」の次に「、」を加え る。 31 原判決一八六枚目一記録一九五丁一表一二行目の「原告D、」を「原審における控訴人D、」と、同裏六行目の「との理由からでも」を「ことを理由として」 と、同裏七行目の「ことは出来ない。」を「こともできない。」と、同裏一〇行目 の「労働法上」を「労働法三七条」とそれぞれ改める。 32 原判決一八七枚目一記録一九六丁一表一行目の「争議行為が」の次に「対使用者の関係において」を、同表六行目の「「病院従業員」の次に「殊に医師」を、 同表七行目の「品位を疑わせ」の次に「、被控訴協会の経営する三萩野病院に対する信用を失墜させ」を、同表一〇行目の「一一一号証によると、」の次に「被控訴協会は」をそれぞれ加え、同裏四行目の「相当であつて、」を「相当であり、」と 改める。 3 3 原判決一八八枚目一記録一九七丁一表四行目の「証人S」を「原審証人S」 と改め、同表五行目の「第一次解雇以来、」の次に「前認定のような」を加える。 原判決一八九枚目一記録一九八丁一裏一・二行目の「理由がないから、これ を棄却することとし、」を「失当として棄却すべきである。」と改める。

よつて、控訴人らの本訴請求を棄却した原判決は相当であつて、本件各控訴は

いずれも理由がないから、民訴法三八四条に従いこれを棄却すべく、控訴費用の負担につき同法九六条、八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 園部秀信 森永龍彦 土屋重雄)